

令和 7 年 6 月 6 日

令和 6 年度診療報酬改定

疑義解釈について－③

(公社) 日本医療ソーシャルワーカー協会

本疑義解釈は厚生労働省疑義解釈資料等に基づいて作成しております。

1. 入退院支援加算 1，精神科入退院支援加算

No	《問》	《回答》
1	「A 2 4 6」入退院支援加算 1 の施設基準において「入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は社会福祉士が、当該加算の算定対象となっている各病棟に専任で配置されていること」とされており、また、「A 2 4 6－2」精神科入退院支援加算の施設基準において「入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師又は精神保健福祉士が、当該加算の算定対象となっている各病棟に専任で配置されていること」とされているが、入退院支援及び地域連携業務に専従する看護師が、入退院支援加算 1 を算定する病棟に配置する専任の看護師と精神科入退院支援加算を算定する病棟に配置する専任の看護師を兼ねることは可能か。	可能。ただし、配置される病棟は 1 人につき 2 病棟、計 120 床までに限る。
2	社会福祉士と精神保健福祉士の両方の資格を有しており、入退院支援及び地域連携業務に専従する職員が、入退院支援加算 1 を算定する病棟に配置される専任の社会福祉士と精神科入退院支援加算を算定する病棟に配置される専任の精神保健福祉士を兼ねることは可能か。	可能。ただし、配置される病棟は 1 人につき 2 病棟、計 120 床までに限る。

以上